

平成22年5月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第19964号 執行文付与請求事件

口頭弁論終結日 平成22年5月17日

判 決

大阪府中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

原 告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
(適格消費者団体)

同 代 表 者 理 事 榎 彰 徳

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 五 條 操

同 大 高 友 一

同 二 之 宮 義 人

同 住 田 浩 史

所在地不明

(登記簿上の本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目4番11号)

被 告 株式会社FORTRESS, JAPAN

同 代 表 者 代 表 取 締 役 山 渡 雄 二 郎

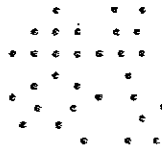
主 文

- 1 原告と被告間の大阪地方裁判所平成20年(ワ)第11044号不当勧誘行為差止等請求事件の第3回弁論準備手続調書(和解)中, 和解条項5項について, 大阪地方裁判所裁判所書記官は, 被告に対する強制執行のため, 原告に執行文(執行できる金額金150万円)を付与せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 請求等

原告は, 主文同旨の判決を求め, 別紙「請求の原因」記載のとおり, 請求原因事実を述べた。被告は, 公示送達による呼出しを受けたが, 本件口頭弁論期日に



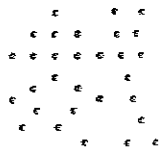
出頭しない。

2 認定事実及び判断

- (1) 弁論準備手続調書（和解）正本（甲1）によれば、大阪地方裁判所平成20年（ワ）第11044号不当勧誘行為差止等請求事件において、原告と被告とが訴訟上の和解をしたこと、別紙「請求の原因」第2の1記載のとおり、被告は、同調書の和解条項2項において、同項①ないし⑦記載の各勧誘行為を行わない旨を約したこと、同5項において、被告が前記2項①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、50万円を支払う旨を約したこと、以上の事実が認められる。
- (2) また、証人住田浩史の証言及び同証人の証言によって成立が認められる消費者3名の報告書（甲5ないし7）によれば、被告の従業員が、消費者3名に対し、退去を申し出ても退去させない勧誘行為、あるいはカリキュラムの制約に言及せず、いつでも自由に受講できることだけを強調する勧誘行為を行ったことが認められ、これは、前記訴訟上の和解において違約金の発生原因として定められた行為の①及び②に該当する。
- (3) 前記(1)の和解条項5項は、請求が事実の到来に係る給付条項を定めたものであり、前記(2)によれば、行為の相手方となった消費者3名について、その事実が到来したことが認められるから、民事執行法33条1項の定めるところにより、執行できる金額150万円について、執行文の付与を求める原告の請求は理由がある。

大阪地方裁判所第16民事部

裁判官 谷 有 恒



(別紙)「請求の原因」

第1 当事者

- 1 原告は、平成19年8月23日に、内閣総理大臣から消費者契約法第13条第3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である。
- 2 被告は、現在東京都、大阪府等に合計5つの教室を有し、消費者を対象とした勧誘を行う英会話教室等を経営している事業者（消費者契約法2条2項）であり、かつ、特定継続的役務提供事業者（特定商取引法（以下、特商法という）41条）である。なお、被告は「グローバルトリニティ」の教室名で活動していたが、本年7月教室の一部（東京校、大阪校、名古屋校）について「HER-S（ハーツ）」に名称を変更した。
- 3 原告と被告は、両者間の不当勧誘行為差止等請求事件について、平成21年3月4日、大阪地方裁判所において後記のとおり裁判上の和解をした。

第2 本件請求について

1 債務名義の存在（甲1、2）

原告は、被告に対し、大阪地方裁判所平成20年（ワ）第11044号不当勧誘行為差止等請求事件の和解調書による債務名義を有している。

すなわち、同和解調書中、和解条項（以下「本件和解条項」という。）第2項及び第5項には、以下のとおりの記載がある。

記

「2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。

- ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
- ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく

く半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為

- ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為

④～⑦ 略

- 5 被告が、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金50万円を支払う。」

2 本件和解条項所定の条件の成就

然るに被告は、平成21年3月4日以降、消費者である下記の者らに対し、上記本件和解条項第2項①ないし同③に該当する行為を各行った。

(1) 訴外 [redacted] (以下「消費者A」という。)

① 受講契約 平成21年3月19日

② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員 [redacted] は、同月18日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、消費者Aに対し、^z「好きなだけ授業を受けられる。」「ほかの英会話学校よりも安い。」などと申し述べた。

さらに、同 [redacted] は、被告営業所において、契約するかどうかを決めかね^z

て「親に相談したい。」と述べるなどして退去を申し出た消費者Aに対し、「いや、これは親には相談せずに、自分で決めてほしい。自分の稼いだお金で払うのだから。」と述べ、「いったん帰らせてください。」と述べるなどして退去を申し出た消費者Aに対し、「いや、決断力を見せる意味でもこの場で決めよう。今するか、一生しないのかのどちらかだ。」といて、退去をさせず、その場で契約締結を約束させた。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

(2) 訴外 [] (以下「消費者B」という。)

- ① 受講契約 なし
- ② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員 [] は、平成21年9月2日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、被告営業所において、消費者Bに対し、翌日も営業所に来るように告げて引き続き勧誘を続けようとし、消費者Bがこれを断ったところ、同 [] は「消費者Bくんみたいに、のんびりした態度では社会では通用しないよ。」などと申し述べ、さらに、「もう十分話は聞きました。」などとして退去を申し出た消費者Bに対して、約30分にわたり勧誘を続けて、翌日営業所に来る約束をさせた。

さらに、同 [] の上司にあたる被告従業員の男性（氏名不詳）は、同月3日、消費者Bに対し、カリキュラムが学校側で決められている、ということなどの説明をしないまま、「自分の好きな時間に来て、自分でスケジュールを立てることができる。」といて、自由に受講できるということを強調した。

また、同従業員は、契約締結を断った消費者Bに対し、「俺は、大学どきにバイトを3つしてて、サークルもしてて、バンドもしてた。それに比べて、君なんかバイトだけで、へなちょこだ。」などと述べ、さらに、

「今のままだったら、君は社会人になっても通用しないよ。」「君は、自分を守っているだけだ。」などとして退去をさせず、さらに約20分～30分にわたり勧誘を継続した。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

(3) 訴外 [REDACTED] (以下「消費者C」という。)

① 受講契約 平成21年5月25日

② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員(氏名不詳)は、平成21年5月25日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、消費者Cに対して、レッスンの開講日や時間があらかじめコースによって定まっていたり、実際は予約がなかなか思うようにとれないこと等を告げないまま、「レッスンは予約制だけど、好きなときに、無制限に受講できる。」などと説明した。

また、同従業員は、「無理です。」などとして契約勧誘を断った消費者Cに対し、「アルバイトして稼いでいるから、楽勝でしょ。」などと述べ、また、「家に帰って冷静になってから考えたい。」と伝えるなどして退去を申し出た消費者Cに対し、「ここで決めないと後悔する。」「すぐに判断することが必要。」と述べるなどして、その場で契約を締結させた。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

3 1を裏付ける間接事実

(1) 各地の消費者センターに対する苦情(甲8の1, 2)

① 上記和解後平成21年10月26日までに全国の消費者センターに寄せられた被告に関する相談件数の内、国民生活センターが有するデータベース(PIO-NET)に登録されたのは162件存在する。

② そのうち、本件和解条項第2項①ないし③記載の行為があったと思われる

る事例が相当数を占めているが、典型的な苦情の例としては以下のとおり。

[事例番号16]

街で声を掛けられアンケートに回答。後で電話があり、事務所に出勤し、英会話学校等のしつこい勧誘を受け、仮契約、解約希望。

事務所に出勤くと、最初から英会話教室の契約を勧められ、親と相談したいから帰してくれと言うが、聞き入れない。仕方なく仮契約書にサイン。

(後略)

[事例番号23]

就活セミナーで声を掛けられアンケートに答えたら会社に呼び出され、英会話とリクルートの講座を契約したが解約したい。

英語に関するアンケートに答えたら、後日電話があり「スクールの説明を聞きに来ないか」と誘われた。「英会話とリクルート講座が8ヶ月間好きなだけ受けられる。料金も安い」と4時間も説得され、「決断力がない」と言われたので契約。しかし実際には各講座の定員が10名で余り予約が取れないし、他と比べて高いことがわかったので解約希望。(後略)

[事例番号28]

3ヶ月前、アンケートに回答後、しつこい電話に呼び出されて英会話講座の契約をしたが経済的にも大変で解約したい。

就職合同説明会の会場を出たところで呼び止められた。その後断っても断っても電話が掛かってきて一度だけでもと言われて説明を聞きに事務所に行った。結局3回呼び出されることになりお金もない、考えさせてくれと言ったが今のままでは就職もうまくいかない、うちは人間力が違う、大人なら今決断すべきなどと言われて契約をした。しかし、遠方の教室は通うだけでも大変で経済的負担が大きい。解約したい。

[事例番号37]

大学生。街で声を掛けられた後呼び出され3時間説得され英会話教室の

契約をした。説明されたように予約が取れず、解約したい。

「就職活動の意識調査」と声を掛けられた。その後2回説明を受けた。

「お金がない。親と相談したい。」と断ったが「就職活動が終わってからでは遅い。今決断すべき」と言われた。契約後4～5回授業を受けたが、「夜9時までいつでも無制限で受けられる」と説明されたが予約がいっぱいだったり、1日1人1コマしか受けられない。(後略)

- ③ なお、消費者庁及び独立行政法人国民生活センター平成21年11月4日付けで、被告に対するものとは特定はしていないが、就職活動中の学生に対する英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘について、注意を呼びかけている(甲9)。

(2) 原告への苦情申出等(甲10)

① 平成21年3月4日以降原告に寄せられた被告に関する苦情・情報提供件数は29件である。

② そのうち本件和解条項2項①～③に該当すると思われる行為の件数は14件である。

- 4 上記1記載のとおり、被告は消費者3名に対し、本件和解条項第2項に違反する勧誘行為を行ったところ、被告は本件和解条項第5項に基づき、原告に対し、金150万円の支払義務を負う。

第3 執行文付与手続への非協力(甲3, 4)

平成21年11月30日、原告は被告に対し、本件和解条項第5項に基づき、上記金150万円を請求した(同年12月1日到達)が、被告はこれに応じず、また執行手続きの開始につき猶予を求めるなどして、執行文付与に協力しない。

- 第4 よって、原告は、被告に対し、上記のとおり被告の違反行為により本件和解条項第5項所定の条件は成就したので、民事執行法33条1項に基づき、請求の趣旨記載のとおり本件債務名義について執行文付与を求め、本訴に及ぶ。

以上

これは正本である。

平成22年5月31日

大阪地方裁判所第16民事部

裁判所書記官 小林 正

